

長崎県食育推進ネットワーク規約

第1 名称

この会は、長崎県食育推進ネットワーク（以下「本ネットワーク」という。）と称する。

第2 目的

本ネットワークは、長崎県において食育に取り組む関係者が参画し、関係者相互の情報共有や連携を進めるネットワーク組織を構築し、県内の食育活動の質の向上と食育を推進する体制の強化を図り、県民運動として、より一層の食育の推進に資することを目的とする。

第3 会員

本ネットワークの会員は、ネットワークの目的に賛同する市町、団体、企業、農林漁業者、学校関係者等（ただし、宗教法人、政治団体、反社会的勢力は含まない。）とし、次の（１）～（４）の要件をすべて満たすこと。

- （１）次に掲げる食育の取組のうち「12. 食育の推進」を含めていずれか2つ以上の食育活動を、長崎県内において社会貢献として自ら取り組んでいる者、もしくは取り組もうとしている者。

1. 共食	2. 朝食欠食の改善	3. 栄養バランスの良い食事
4. 生活習慣病の予防	5. 歯や口腔の健康	6. 食の安全
7. 災害への備え	8. 環境への配慮(調和)	9. 地産地消の推進
10. 農林漁業体験	11. 日本の食文化の継承	
12. 食育の推進（組織内外への情報発信、普及啓発）		

- （２）組織名、業種、所在市町名、ホームページ URL、活動内容等の公開に同意し、問合せ等に対応すること。
- （３）食育活動は社会貢献活動の一環として行うものであり、非営利であること。
- （４）加入しようとする者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役（その他団体の役員も記載）若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次のアからカのいずれにも該当しないこと。
- ア 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者
- イ 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事

業者

- ウ 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
- エ 法令上の義務としてする場合、事情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与した者
- オ 暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者
- カ その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者、若しくは警察等捜査機関が確認した者

第4 活動内容

本ネットワークは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 食育に関する情報発信及び情報収集
- (2) 食育に関する会員相互の情報交換及び連携
- (3) 会員同士が連携・協働した食育活動の実施
- (4) その他本ネットワークの目的を達成するために必要な活動

第5 報告

会員は、事務局へ活動状況を年1回報告する。ただし、事務局から求めがあった場合は、その都度報告する。

第6 入会及び退会

入会を希望する者は、長崎県電子申請システムに入力し、又は加入申込書を事務局に提出し、会員登録するものとし、退会を希望する際は、事務局に申し出るものとする。

ただし、事務局は、公序良俗に反する場合など本ネットワークの適切な運営に支障が生ずるおそれがある場合には、入会の拒否又は退会させることができる。

第7 経費

本ネットワークへの参加に当たり、入会金、会費等は徴収しない。

第8 個人情報の取扱い

本ネットワーク会員の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の個人情報に関する法令の規定に基づき、事務局で適切に管理し、会員の許可なく第三者には提供しないものとする。ただし、法令に基づく場合、人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合、又は事務局が本ネットワークの目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いの全部若しくは一部を委

託する場合は、この限りでない。

第9 事務局

- (1) 事務局は、長崎県県民生活環境部食品安全・消費生活課に置く。
- (2) 事務局の運営に関し、必要な事項は別に定める。

第10 雑則

この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規約は、令和6年8月8日から施行する。

この規約は、令和6年10月2日から施行する。